○国土交通省令第六十三号

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）及び中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第二百四十一号）の施行に伴い、並びに同法第三十六条第八項、第九項及び第十項において準用する通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第三章、第四章及び第三十五条の規定に基づき、並びに中心市街地の活性化に関する法律を実施するため、国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「第七条第九項第三号」を「第七条第十一項第三号」に改める。

第三条の見出し中「第七条第九項第四号」を「第七条第十一項第四号」に改め、同条中「第七条第九項第四号ロ」を「第七条第十一項第四号ロ」に改める。

第八条第一項中「別記様式」を「別記様式第一」に改める。

第二十九条（見出しを含む。）中「第八条」を「第九条」に改める。

第五十一条（見出しを含む。）中「第五十二条第二号」を「第六十二条第二号」に改め、同条を第六十五条とする。

第五十条第一項中「第四十七条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条第二項中「第四十七条第三項」を「第五十七条第三項」に改め、同条を第六十四条とする。

第四十九条中「第三十九条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条を第六十三条とする。

第四十八条の次に次の十四条を加える。

（非居住者の代理人）

第四十九条　本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、中心市街地特例通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であって、中心市街地特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。

2　次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。

一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二　法人であって、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

（登録事項）

第五十条　法第三十六条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　資格を取得した外国語の種類

三　非居住者にあっては、その代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（中心市街地特例通訳案内士登録簿の様式）

第五十一条　法第三十六条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条の中心市街地特例通訳案内士登録簿は、別記様式第二による。

（登録の申請）

第五十二条　法第三十六条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、別記様式第三による中心市街地特例通訳案内士登録申請書を、認定市町村の長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　健康診断書

二　法第三十六条第四項に規定する研修を修了したことを証する書類（以下「修了証明書」という。）の写し

三　履歴書

四　写真（最近六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・五センチメートルのものであって、台紙を付けないものをいう。第五十五条及び第五十六条第一項において同じ。）二葉

五　非居住者にあっては、その代理人に中心市街地特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき当該非居住者を代理する権限を付与したことを証する書面及び当該代理人が法人である場合にあっては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

3　認定市町村の長は、法第三十六条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者又はその代理人に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第三十条の七第四項又は第六項の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

（法第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者）

第五十三条　法第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）とする。

（中心市街地特例通訳案内士登録証の様式）

第五十四条　法第三十六条第八項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十二条の中心市街地特例通訳案内士登録証は、別記様式第四による。

（登録事項の変更の届出）

第五十五条　中心市街地特例通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があったときは、別記様式第五による登録事項変更届出書に登録証、当該変更が行われたことを証する書面及び写真二葉を添えて、認定市町村の長に提出しなければならない。

（登録証の再交付の申請等）

第五十六条　中心市街地特例通訳案内士は、法第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の規定により登録証の再交付の申請をしようとするときは、別記様式第六による登録証再交付申請書に、亡失した場合にあっては修了証明書の写し及び写真二葉を、著しく損じた場合にあっては当該登録証、修了証明書の写し及び写真二葉を添えて、これを認定市町村の長に提出しなければならない。

2　中心市街地特例通訳案内士は、前項の申請をした後、亡失した登録証を発見したときは、遅滞なく、これを認定市町村の長に返納しなければならない。

（登録の抹消に関する届出）

第五十七条　法第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の規定により同条第一項第一号から第三号までの規定のいずれかに該当することとなった旨の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録抹消事由届出書に登録証を添えて、認定市町村の長に提出しなければならない。

一　氏名及び住所

二　中心市街地特例通訳案内士の氏名及び住所（その相続人が届出をする場合に限る。）

三　登録番号及び登録年月日

四　該当することとなった抹消の事由及びその期日